

社会福祉法人いぶき福祉会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35第1項に基づき評議員の報酬等に関する事項を定める。

(報酬等)

第2条 評議員の報酬は、無報酬とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この規程は平成29年10月25日から施行する。